

# 医療扶助の適正化

堺市健康福祉局福祉推進部生活援護課  
主査 八木 一夫

## 医療扶助の適正化について

2010.5.18

堺市健康福祉局福祉推進部 生活援護管理課 八木一夫

### I 堺市の状況

人口 849,834 人 世帯 370,195 人 (22.4.1) 7区に分かれる

保護世帯数 15,497 世帯 保護人員 22,952 人 保護率 27.01‰ (22.4.1)

実施体制 標準数 188 人のところ 113 人 マイナス 75 人  
任期付き短期職員 45 人含めると マイナス 30 人

20年度 決算額 35,687,608 千円

うち医療費 17,343,644 千円 うち施術 約 192,747 千円

介護扶助費 752,097 千円

21年度は約 385 億円に

### II 医療扶助・介護扶助の適正化の取り組み

#### 1 医療扶助適正化

不正請求があれば大きな金額になる。(一例 奈良県 Y 病院 22 人で 23,817 千円)

##### (1) レセプト点検

平成 17 年度過誤調整率 0.78% 資格 0.11% 内容 0.68%

平成 20 年度過誤調整率 0.75% 資格 0.24% 内容 0.51%

平成 18 年度から業者委託

委託選定についてはプロポーザル方式を採用

単なる入札ではなく効果的な手法を提案してもらう。

縦覧点検のための画像化処理を 18 年度から始める。

検索機能を活用し縦覧点検を始める。検索したレセプトを画像表示させる。

また、画像化処理後紙で帰ってくるレセプトを外來のレセプトと調剤のレセプトをセットに並び替えてもらう。

画像化処理の際にレセプト情報をパンチ入力し資格審査を生活保護システムで行う。

この状況の中でレセプトオンライン対応をデータシステムとセットで先行市に。

光ファイバー回線を引く。レセプト管理システムを導入。生活保護システムの改修。

## (2) 施術の適正化

関西特有の現象であるが、施術が多い。

外部との調整

20年度から大阪府・大阪市・東大阪市・高槻市で合同対策会議を開催

① ケースワーカー向けマニュアル

② 施術者向け手引き・指導文書

③ 本人宛チラシ を作成

施術団体に対し調整を行う。 団体も適正化は必要との態度

本市内での対応

21年度から1区にパイロット事業として施術明細書点検員を配置

22年度から全区へ拡充する意味で支払業務を本庁で一括

「緊急雇用対策事業」を利用しでアルバイトを雇用し、点検のためのデータベース作成  
点検の結果返戻多数（金額等は集計中）

## 2 介護扶助の適正化

17年度からケアマネ資格者を非常勤で雇用

### (1) 支払いデータの点検

国保連データをテキストデータでもらい生活保護システムで資格審査

みなし2号の疑義のある支払いについてケースワーカーに情報提供しケアプランの  
確認をした。

### (2) 事業者指導

#### ① 地域のケアマネ連絡会で集団指導

生活保護制度の説明 みなし2号と自立支援制度の関係の説明等

#### ② 実地検査

17年から介護保険セクションと合同で実地指導に入った。

ケアプラン・訪問介護計画・ヘルパー日誌 給与支払い台帳 業務日誌 出勤簿 資格  
証の付き合わせにより、サービス提供内容を洗い出す。不適正な請求は返還に。

### (3) 自立支援制度と介護扶助の取り組み

ワーカー向けマニュアルの作成

今回は特化したマニュアルを障害福祉セクションと合同で作成

### Ⅲ今後の目標

医療関係情報を統合し、本人にかかる保護情報を一元管理。

データシステムとの連携により、保護動向や自立支援に効果的な方法の模索  
予算要求や監査資料作成を福祉事務所の手間を省ける。

具体的には、

医療情報（レセプトオンラインシステム）

介護情報（国保連データ）

施術情報（緊急雇用創設によるデータ化）

自立支援医療（市内部の情報共有化）個人情報取り扱い規定にのっとり  
を一覧にし、他法優先を確保する。

また、このシステムの完成により貧困ビジネスの状況もわかるようになる。